

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則案の概要

静岡県盛土等の規制に関する条例で規則で定めることとされている事項等について定めます。

○ 再生土の定義（条例第2条関係）

- 再生土は、次の産業廃棄物の脱水、乾燥、固化、凝集等により生じた物であって、土砂と同様の形状のものとしします。

1	燃え殻
2	建設汚泥、浄水汚泥その他の無機性の汚泥
3	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
4	鋳さい
5	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
6	ばいじん
7	その他知事が定める産業廃棄物

○ 土砂基準（条例第7条関係）

- 盛土等に使用される土砂等が満たすべき環境上の基準は、次のとおりとしします。

物質の種類	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。

六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地（田に限る。）において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000 pg-TEQ以下であること。

(注)

- 1 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。
- 2 ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラージオキシンの毒性に換算した値とする。

○ 盛土等の許可の適用除外（条例第9条関係）

(1) 国及び地方公共団体に準ずる者として許可を要しない者（条例第9条第2号関係）

1	独立行政法人都市再生機構
2	独立行政法人水資源機構
3	中日本高速道路株式会社
4	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
5	独立行政法人労働者健康安全機構
6	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
7	独立行政法人中小企業基盤整備機構
8	日本下水道事業団
9	地方住宅供給公社
10	地方道路公社
11	土地開発公社
12	前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であって、国又は地方公共団体と同等以上に盛土等による災害を防止し、及び生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずることができるものとして知事が別に定める者

(2) 法令等の規定による許可等に係るものとして許可を要しない盛土等（条例第9条第6号関係）

1	道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は第32条第1項若しくは第91条第1項の許可に係る盛土等
2	河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項若しくは第57条第1項の許可に係る盛土等
3	鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う盛土等

(3) その他災害の発生や生活環境へのおそれが少ないもの（条例第9条第8号関係）

1	法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う盛土等
2	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う盛土等
3	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う盛土等
4	コンクリート、ガラスその他これらに類する製品を製造し、又は加工するための原材料の堆積（当該製品を製造し、又は加工するための事業場内におけるものに限る。）

○ 許可の申請書関係（条例第 10 条関係）

- ・ 条例で定めるもののほか、申請書の記載事項、添付書類を定めます。

＜申請書の記載事項＞

	記 載 事 項	備 考
1	申請者の氏名、住所及び生年月日 ※ 申請者が法人である場合は、その名称及び代表者及び生年月日並びに主たる事務所の所在地	条例 10 条 1 項 1 号
2	申請者が法人の場合は、役員の名、住所及び生年月日 ※ 「役員」の定義 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者を含む。	〈規則〉
3	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の氏名、住所及び生年月日 ※ 法定代理人が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の名、住所及び生年月日	〈規則〉
4	申請者に使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日 ※ 「使用人」の定義 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者 (2) (1)のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者	〈規則〉
5	盛土等の目的 ・ 「残土処分」、「事業用地の造成」、「ストックヤード」等を記載	条例 10 条 1 項 2 号
6	盛土等区域（盛土等を行う土地の区域）の位置及び面積 ・ 地番を全て記載	条例 10 条 1 号 3 号
7	盛土等の工事を管理する事務所の所在地、管理責任者の氏名・職名 ・ 事務所の所在地番を記載 ・ 申請者が法人である場合は、管理責任者の法人内の所属及び職名を記載	条例 10 条 1 項 4 号
8	盛土等の用に供する施設の設置に関する計画 ・ 排水施設、調整池、擁壁、進入路等について、その位置、構造等を記載	条例 10 条 1 項 5 号
9	盛土等に使用する土砂等の量 ・ 予定数量を記載	条例 10 条 1 項 6 号
10	盛土等を行う期間	条例 10 条 1 項 7 号
11	最大堆積時及び完了時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状	条例 10 条 1 項 8 号
12	盛土等に使用される土砂等の搬入に関する計画 ・ 土砂等の発生場所及び発生元事業者、搬入を計画している曜日と時間帯、使用する予定の土砂等の種類（土砂、改良土、再生土）等を記載	条例 10 条 1 項 9 号
13	盛土等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置 ・ 排水の水質調査を行うための施設（排出を採取する施設）について記載	条例 10 条 1 項 10 号
14	盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置 ・ 擁壁、沈砂地等、講ずる措置について記載	条例 10 条 1 項 11 号
15	盛土等を行う期間における盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ・ 粉じん飛散防止措置、騒音及び振動防止措置等を記載	条例 10 条 1 項 12 号

<申請書の添付書類>

	添 付 書 類	備 考
1	盛土等を行う区域の土地の所有者の同意を得たことを証する書面	条例 10 条 3 項
2	住民説明会の開催結果等報告書 ※ 説明会の開催状況、住民からの意見書の内容、意見の処理状況等	条例 10 条 3 項
3	住民からの意見書	条例 10 条 3 項
4	住民説明会で配布した資料	規則
5	住民説明会の議事録	<規則>
6	申請者の住民票の写し ※ 申請者が法人の場合は、申請者の登記事項証明書及び役員の住民票の写し ※ 住民票の写しは、本籍の記載があり、マイナンバーの記載のないもの	<規則>
7	法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合） ※ 法定代理人が法人の場合は、法定代理人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し ※ 住民票の写しは、本籍の記載があり、マイナンバーの記載のないもの	<規則>
8	使用人の住民票の写し（申請者に使用人がある場合） ※ 住民票の写しは、本籍の記載があり、マイナンバーの記載のないもの	<規則>
9	欠格要件に該当しないことの誓約書 ※ 条例第 14 条第 1 項第 1 号アからコまでのいずれにも該当しないことを誓約	<規則>
10	盛土等区域及び周辺の状況を示す図面	条例 10 条 3 項
11	盛土等区域及び施設設置区域（盛土等の用に供される施設が設置される区域）土地の登記事項証明書及び公図の写し	<規則>
12	盛土等区域及び施設設置区域の位置図	<規則>
13	盛土等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図	<規則>
14	盛土等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図	<規則>
15	盛土等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	<規則>
16	盛土等区域及び施設設置区域の流域図	<規則>
17	盛土等に使用する土砂等の量の計算書	<規則>
18	盛土等区域の土壌の汚染状況の調査の試料の用に供された土砂等を採取した地点の位置図、現場の写真、調査結果を証する書類（※）	<規則>
19	盛土等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図	<規則>
20	盛土等区域及び施設設置区域の地盤調査書	<規則>
21	安定計算書	<規則>
22	擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書（擁壁を設置する場合）	<規則>
23	排水施設の構造図並びに当該施設による排水の流量及び断面決定を記載した書類	<規則>
24	沈砂池の構造図及び容量を算定した書類（沈砂池を設置する場合）	<規則>
25	調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書類（調整池を設置する場合）	<規則>
26	盛土等に係る工事の順序を明らかにした書類（施工計画書）	<規則>
27	盛土等の施工中における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するための措置及び盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書類（防災計画書、騒音振動対策等）	<規則>
28	資金調達計画書	<規則>
29	残高証明、融資証明	<規則>
30	直前 3 年度における貸借対照表、損益計算書等（申請者が法人の場合）	<規則>
31	資産に関する事項を記載した書類（申請者が個人の場合）	<規則>
32	法人税（申請者が法人の場合）又は所得税（申請者が個人の場合）について、直前 3 年度に滞納がないことを証する書面（納税証明書）	<規則>
33	土砂等の搬入に係る管理計画書（受入条件、確認方法等）	<規則>

※ 盛土等区域の土壌の汚染状況の調査方法（上記添付書類の表の18関係）

	内 容	
試料の区分	○ 盛土等区域を以下の面積に応じて、等分して区域に分ける。	
	盛土等区域の面積	等分して調査を行う区域の数
	0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2
	0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3
	1ヘクタール以上2ヘクタール未満	4
	2ヘクタール以上3ヘクタール未満	5
	3ヘクタール以上4ヘクタール未満	6
	4ヘクタール以上5ヘクタール未満	7
	5ヘクタール以上6ヘクタール未満	8
	6ヘクタール以上7ヘクタール未満	9
	7ヘクタール以上8ヘクタール未満	10
	8ヘクタール以上9ヘクタール未満	11
	9ヘクタール以上10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13	
採取方法	<p>① 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とする。</p> <p>② ①により採取した土砂等は、等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とする（ただし、知事が承認した場合にあつては、等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。）。</p>	
分析方法	土砂基準の表の左欄の物質の種類ごとに測定する。	

○ 住民説明会関係（条例第12条関係）

（周辺地域の範囲）

- ・ 住民説明会により、盛土等の許可申請の内容を周知しなければならない周辺地域は、盛土等区域（盛土等を行う区域）の隣接地、盛土等区域の属する自治会の区域とします。

（住民説明会の開催時期）

- ・ 住民説明会は、盛土等の許可の申請書を提出する日の30日前までに開催しなければならないこととします。また、開催日時及び場所は、周辺地域の住民の見やすい場所に掲示する等して周知しなければならないこととします。

（申請予定者の責めに帰することができない事由により住民説明会が開催できない場合）

- ・ 申請予定者の責めに帰することができない事由により住民説明会が開催できない場合とは、申請予定者以外の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかである場合とします。
- ・ 住民説明会を開催できない場合には、許可申請書の内容を記載した書類を周辺地域の住民に提供する、又は周辺地域の住民の見やすい場所に掲示することにより、周知しなければならないこととします。

○ 許可の基準関係（条例第 14 条関係）

（欠格要件となる法令又は条例）

- ・ 条例で定めるもののほか、次の法令・条例に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者は許可を受けることができないこととします。

1	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
2	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
3	宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
4	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
6	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
7	騒音規制法（昭和 43 年法律第 97 号）
8	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
9	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
10	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
11	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
12	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
13	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
14	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
15	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
16	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
17	土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
18	静岡県土採取等規制条例（昭和 50 年静岡県条例第 42 号）
19	静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和 60 年静岡県条例第 26 号）
20	静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年静岡県条例第 44 号）
21	静岡県砂防指定地管理条例（平成 15 年静岡県条例第 35 号）
22	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成 19 年静岡県条例第 32 号）
23	他の地方公共団体が定めた盛土等の規制に関する条例

(構造上の基準)

- ・ 許可基準として、適合することが必要な構造上の基準は次のとおりとします。

【構造基準Ⅰ：一時堆積以外の場合】

- ① 盛土等の高さ及び盛土等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、安定計算を行い、安全が確保されることとされた高さ及び勾配とすること。ただし、盛土等が、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土若しくは第三種建設発生土又はこれらに準じるものを使用したものであって、盛土等の高さが15メートル以下で、かつ、当該盛土等によって生じる法面の勾配が30度以下である場合にあっては、この限りでない。
- ② 盛土等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに小段排水溝を設置するとともに、小段排水溝を含む小段幅を1.5メートル以上とすること。
- ③ 著しく傾斜している土地において盛土等をする場合には、盛土等をする前の地盤と盛土等とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。
- ④ 盛土等に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、概ね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。
- ⑤ 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次に定めるところによること。
 - (1) 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次のアからエまでに該当することが確かめられたものであること。
 - ア 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - ウ 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
 - エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
 - (2) 盛土によって生ずるがけのがけ面を覆う擁壁で高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。
- ⑥ 盛土等によって生じる法面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されること。
- ⑦ 盛土等区域（盛土等によって生じる法面を除く。）からの粉塵、運搬路から生ずるほこり等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防塵剤散布及び簡易舗装等適切な措置を講ずること。
- ⑧ 盛土等区域及び施設設置区域の地盤について、地盤の沈下又はこれらの区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜き、その他の措置が講ぜられていること。
- ⑨ 地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、盛土等区域内の地下水を有効かつ適切に排出するよう、その管渠の勾配及び断面積が、盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設が設置されていること。
- ⑩ 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（盛土等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること、及び排水施設の管渠の勾配及び断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の降雨強度を用いて算定した計画雨水量並びに地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるものであること。
- ⑪ 盛土等区域外への流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は沈砂池とすることができる。
- ⑫ 盛土等区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合、放流先の河川等の管理者との協議により、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、盛土等区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設けることを妨げない。
- ⑬ 盛土等に係る工事の順序が、盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能等を有する施設を先行して実施されるものとなっていること。

【構造基準Ⅱ：一時堆積の場合】

- ① 盛土等の高さが5メートル以下であること。
- ② 盛土等によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配であること。
- ③ 盛土等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
- ④ 上記構造基準Ⅰの⑧、⑩、⑪及び⑫の規定に適合すること。
- ⑤ 盛土等に係る工事の順序が、盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池等の防災工事が盛土等に先行して実施されるものとなっていること。
- ⑥ 盛土等区域の周辺に、土砂等の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられること。

(構造基準を適用しない盛土等)

- ・ 次の行為に係る盛土等は、その法令又は条例により土砂等の崩壊等による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして、この条例上の構造基準は適用しないこととします。

1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を要する行為
2	森林法第10条の2第1項の許可を要する開発行為又は同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を要する行為
3	地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為
4	宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する宅地造成に関する工事
5	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する開発行為
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為
7	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項の許可を要する開発行為
8	静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可を要する行為

○ 変更許可を要しない軽微な変更（条例第15条関係）

許可を受けた事項を変更しようとするときは、原則、変更許可が必要となりますが、次の変更は軽微なものとして許可は不要とします。

1	条例第9条の許可を受けた者の氏名又は住所（法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
2	条例第9条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
3	管理事務所の所在地の変更
4	管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
5	盛土等に用いられる土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
6	盛土等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
7	盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画の変更（ただし、搬入される土砂等の種類の変更は除く。）
8	土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）
9	条例第9条の許可を受けた者の役員又は使用人の変更

○ 許可を受けた者が行う届出、報告等（条例第 17 条～第 24 条関係）

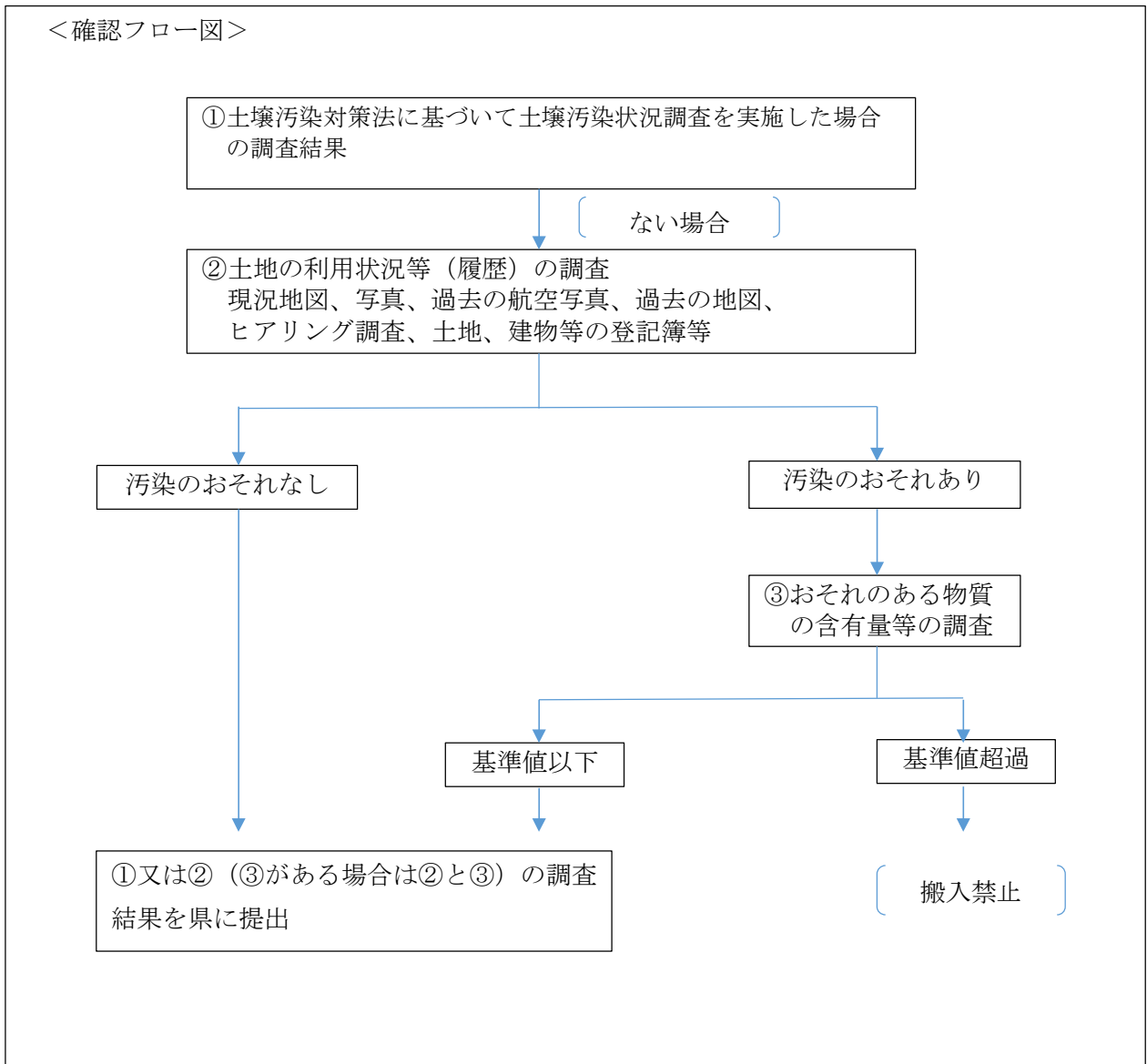
（土地所有者の変更に伴う届出）

- 許可を受けた者は、盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知った日から 1 月以内に、変更後の土地所有者の同意書と変更後の土地所有者の記載のある登記事項証明書を添付して届け出ることとします。

（土砂等の搬入の報告）

- 許可を受けた者が行う土砂等の発生場所の確認は、工事等により土砂等を発生させた者から、土砂等が発生することとなった工事等の名称・施工場所、搬出する量等を記載した証明書の交付を受け、それを確認することとします。改良土・再生土の場合は、製造者から、製造方法等を記載した証明書の交付を受け、それを確認することとします。
- 許可を受けた者が行う土砂基準に適合することの確認は、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施済みの場合は、その調査結果により確認することとします。当該調査結果がない場合は、土地の利用状況等（履歴）の調査結果又は土砂等の分析結果により確認することとします。改良土・再生土の場合は、分析結果により確認することとします。
- 許可を受けた者が行う土砂等の搬入の報告は、上記の確認書類を添付して行うこととします。

<確認フロー図>



(土砂等管理台帳)

- 土砂等管理台帳の記載事項は次のとおりとします。

1	許可を受けた者の氏名
2	許可年月日及び番号
3	土砂等の発生場所の事業者（土砂等を発生させる者）の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
4	土砂等の搬入の日付、その日の搬入量及び搬入車両台数（土砂等の発生場所ごと）
5	土砂等の搬出の日付、その日の搬出量及び搬出車両台数（土砂等の発生場所ごと） ※ 一時堆積の場合

- 毎月末日までに、その月の分の記載をしておかなければならないこととします。

(盛土等に使用した土砂等の量の報告)

- 着手後、毎年、4月から9月までの土砂等の使用量を10月末日までに、10月から翌年3月までの土砂等の使用量を翌年4月末日までに、知事に報告することとします。
- 盛土等を完了・廃止したときは、直前の報告以降の使用量を完了・廃止届をする際に報告することとします。

(排水の水質調査・土壌の汚染状況の調査)

- 許可を受けた者が行う盛土等区域外への排水の水質調査・盛土等区域の土壌の汚染状況の調査及び知事への結果報告は、次のとおりとします。

施工中の定期調査の頻度	盛土等を開始した日から6か月に1回
完了・廃止時の調査の時期	完了・廃止後遅滞なく
調査結果の報告時期	調査を行った日から1か月以内
提出書類	試料を採取した地点の位置図、現場写真、分析結果（計量証明事業者が発行したもの）

(水質基準)

- 盛土等区域外への排水についての水質基準は次のとおりとします。

物質の種類	基準
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検出されないこと。
水銀及びその化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。

セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。
ダイオキシン類	1 リットルにつき 1 pg-TEQ 以下であること。

(注)

- 1 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。
- 2 ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラージオキシンの毒性に換算した値とする。

(標識の寸法及び記載事項)

- 許可を受けた者が掲示しなければならない標識の寸法及び記載事項は、次のとおりとします。

<寸法>縦 90 センチメートル以上、横 120 センチメートル以上

<記載事項>

1	許可年月日、許可番号、許可をした者（静岡県知事）
2	盛土等を行う者（許可を受けた者）の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、連絡先電話番号
3	盛土等の目的
4	盛土等区域の位置、規模
5	管理責任者の氏名、職名、連絡先電話番号
6	盛土等に使用される土砂等の予定量
7	盛土等を行う期間
8	盛土等区域を示す見取図

(閲覧に供しない情報)

- 許可を受けた者は、災害防止上及び生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて、知事に提出した書類の写し及び土砂等管理台帳を閲覧させなければならないが、次のものについては、閲覧させなくてもよいこととします。

1	許可を受けた者等の生年月日
2	住民票の写し
3	許可を受けた者の資力・信用に係る情報

○ 土地の所有者による盛土等の状況の確認関係（条例第 29 条関係）

- 盛土等に同意した土地所有者は、毎月 1 回以上、盛土等の状況が説明を受けた内容と相違していないか、及び土砂等の崩壊等による災害の発生のおそれがないかを確認しなければならないこととします。
- 土地所有者は、上記の確認を他の者に行わせることができることとします。

○ 土砂等搬入禁止区域の指定の公示（条例第 32 条関係）

- 土砂等搬入禁止区域の指定又は解除をしたときは、次の事項を静岡県公報で公示します。

1	土砂等搬入禁止区域の位置	指定したとき・解除したとき
2	区域及び面積	指定したとき・解除したとき
3	指定の期間	指定したとき
4	指定の理由	指定したとき

○ 条例を適用しない市町の指定（条例第 38 条関係）

- この条例と同等以上の効果が得られる内容を有する条例を制定しているとして、この条例を適用しない市町の指定は、静岡県公報に登載して行うこととします。

○ 経過措置関係（条例附則第 4 項関係）

- 条例の施行の際、表 1 の法令又は条例の許可等により行っている盛土等については、その許可等の期間については、許可を受けた範囲内で行う限り（※表 2 の変更については、「許可を受けた範囲内」とみなします。）、条例の許可を受けずに引続き行うことができることとします。

【表 1】

1	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 95 条第 1 項の認可
2	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 1 項の規定による許可
3	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認
4	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項の許可
5	鉱業法第 63 条第 1 項の規定による届出
6	採石法（昭和 25 年法律第 289 号）第 33 条の認可
7	森林法第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可
8	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 51 条の 2 第 1 項の認可
9	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 8 条第 1 項の許可
10	地すべり等防止法第 18 条第 1 項の許可（同法第 19 条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。）
11	宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可
12	砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可
13	都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可
14	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 9 第 1 項、第 11 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 50 条の 2 第 1 項の認可
15	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可又は同条第 3 項の規定による届出
16	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項の許可
17	自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 17 条第 1 項、第 25 条第 4 項若しくは第 27 条第 3 項の許可又は同法第 28 条第 1 項の規定による届出
18	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項の許可又は同法第 14 条第 1 項の規定による届出
19	静岡県自然環境保全条例（昭和 48 年静岡県条例第 9 号）第 13 条第 3 項の許可又は同条例第 15 条第 1 項の規定による届出
20	静岡県土採取等規制条例（昭和 50 年静岡県条例第 42 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出
21	静岡県砂防指定地管理条例第 3 条第 1 項の許可
22	市町が定める盛土等の規制に関する条例の規定による盛土等の許可

【表 2】

1	盛土等区域の面積を減少する変更及びこれに伴う施設の構造等の変更
2	盛土等に使用する土砂等の量を減少する変更及びこれに伴う施設の構造等の変更
3	許可等に係る行政庁が災害防止上又は生活環境保全上必要と認める変更
4	天候その他のやむを得ない事由による許可等の期間の変更
5	盛土等及びこれに伴う施設の構造等に関係しない事項の変更（許可を受けた者の住所の変更など）